

工 事 成 績 採 点 表

契約第	号		完 結 日	年 月 日
工 事 名				担 当 課
工 期	年 月 日 ~	年 月 日	請 負 者	
完 成 年 月 日	年 月 日		契 約 金 額	円
			完 成 検 査 年 月 日	年 月 日

考 査 事 項		① 監 督 員					② 指 定 職 員					③ 検 査 員 (出 来 高)					④ 検 査 員 (完 成)										
		職氏名					職氏名					職氏名					職氏名										
考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施 工 体 制	I. 施 工 体 制 一 般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10																					
	II. 配 置 技 術 者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																					
2. 施 工 状 況	I. 施 工 管 理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15
	II. 工 程 管 理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15														
	III. 安 全 対 策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15														
	IV. 対 外 関 係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																					
3. 出 来 形 及 び 出 来 ば え	I. 出 来 形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20
	II. 品 質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25
	III. 出 来 ば え													+5.0		+2.5		0	-5.0		+5.0		+2.5		0	-5.0	
4. 工 事 特 性	I. 施 工 条 件 等 へ の 対 応						(0~+20)																				
5. 創 意 工 夫	I. 創 意 工 夫	(0~+7)																									
6. 社 会 性 等	I. 地 域 へ 貢 献 等						+10	+7.5	+5.0	+2.5	0																

加減点合計 (1+2+3+4+5+6)	点	点	点	点
評定点 (65±加減点合計)	①	②	③	④

評 定 点 計	点	出来高無 出来高有	◎評定点計算(① ◎評定点計算(①	点×0.4+② 点×0.4+②	点×0.2+④ 点×0.2+③	点×0.4) 点×0.2+④	=	点 点×0.2)	=	点 点
---------	---	--------------	----------------------	--------------------	--------------------	-------------------	---	-------------	---	--------

7. 法 令 遵 守 等	点	点	点	点	点	点	点
評 定 点 合 計	点	◎評定点計() - 7. 法令遵守等() = 点					
8. 総 合 評 価 技 術 提 案	技術提案履行確認	<input type="checkbox"/> 履行 <input type="checkbox"/> 不履行 <input type="checkbox"/> 対象外					

所 見	【監督員】	【指定職員】	【検査員】

- ※1 65点 + 1. ~ 3. の評定 (加減点合計) + 4. ~ 6. の評定 (加減点合計) = 評定点
各評定点 (①~④) は小数第 1 位まで記入する。
- ※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件 (構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等) に対して適切に対応したことを評価する項目である。
評価に際しては、監督員からの報告を受けて指定職員が評価するものとする。
- ※3 創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。
- ※4 4. , 5. , 6. は加減点評価のみとする。また、法令遵守は、減点評価のみとする。
- ※5 所見は必ず記載する。
- ※6 各調査項目ごとの採点は、調査項目別運用表によるものとし、検査員の評価に先立ち、監督員、指定職員が行う。
- ※7 法令遵守等の評価は、指定職員が行う。
- ※8 評定合計は、四捨五入により整数とする。
- ※9 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。技術提案の履行確認は指定職員が行う。